

# 【南砺市子どもの権利条例づくり事業】

## 第2回条例素案への意見募集にご協力をお願いします

第1回条例素案への意見募集では、たくさんのご意見ご感想をありがとうございました。ご意見ご感想に対する回答と、ご意見をもとに修正した条例素案等はQRコード①からご覧になれます。

修正後の条例につきまして、改めましてみなさまのご意見を募集します。

アンケートは4項目です。QRコード②を読み取りの上、令和4年7月11日(月)までにご回答願います。



子どもの権利条例づくりイメージキャラクター



①条例素案



②ご意見はこちらから

**Q.なぜ、南砺市は今この条例づくりに取り組むのですか？**

A. 南砺市は、SDGs未来都市として、多様性を認め合い、誰一人取り残さない持続可能なまちづくり、子どもも大人も幸せになれるまちづくりを目指して条例づくりに取り組んでいます。

**Q.国連「子どもの権利条約」の内容は、世界全体をとらえ、特に発展途上国の子どもを想定しているように感じます。南砺市に必要ですか？**

A. 「子どもの権利」は、すべての子どもたちが生まれながらにもつものです。また、この条例は、「子どもの権利条約」の考えに基づき、市の現状を踏まえた独自のものです。

**Q.対象となるのは誰ですか？**

A. 子どもと大人が幸せに暮らせるための条例であり、南砺市に暮らすすべての人が対象です。南砺市にも、虐待、いじめ、差別等、困難の中で支援が必要な子どもがいます。子育てに戸惑いや不安を抱えている親や祖父母もいます。

**Q.子どもが権利を主張し、好きにさせる感じがします。子どもがわがままにならないか、他の誰かの権利が損なわれないか心配です。**

A. お互いを認め合い尊重しあうことが重要です。自分の思いを伝え、互いの権利を守るため、理解し、折り合いをつけることを学ぶことが大切です。

**Q.違反した場合の罰則規定はありますか？違反罰則がないと強制力がありません。**

A. 罰則はありません。罰をあたえて矯正するやり方を変えていきましょう。

**Q.南砺市らしさはどこにあるのでしょうか？**

A. SDGsを子どもの視点からとらえ、子どもだけでなく大人にも配慮したところです。

**Q.この条例を定めると、どのような効果がありますか？この条例を定めないと達成できないのでしょうか？**

A. 【効果】

- 1点目：子どもが権利を正しく理解し、主体的に行動する。自分と相手の権利を尊重できる思いやりの心を育てる。
  - 2点目：子どもの声に耳を傾けられる大人の意識を育てる。
  - 3点目：子どもがいきいきと育ち、子どもと大人が幸せに暮らせる環境を整える。
- これらの効果を達成し、すべての人がもつ「権利」が保障される環境を整えるため、条例を定めるものです。

**Q.具体例がなく、わかりづらいです。**

A. 子ども向け・大人向けのガイドブックを作成し、図やイラストを用いて説明します。

**Q.条例ができたなら、どのように実現していくのですか？**

A. 条例を浸透させ、掲げられた内容を実現していくため、アクションプランを作成し具体的な活動につなげていきます。

**Q.子どもの権利委員会の詳細がわかりません。**

A. 条例で委員会設置を定め、「子どもの権利委員会設置要綱」を作成します。

Q.子どもを守りすぎてもいけないと思います。辛いこと、苦しいこと、心身ともにたくさんの経験をして成長し、大人になります。

A.子どもの権利を保障することは、過保護にすることとは違います。思い通りにならないことや、失敗を通して生きる力を育てる機会を奪わないことも大切です。第14条(日常の環境)の記載がそれにあたります。

Q.この条例ができることで、関係者の負担が増えることが予想されます。子どもたちのために働く方々への支援を忘れずをお願いしたいです。

A.子どもの権利を保障することと、それを支える大人への支援は車の両輪です。行政と市民が一体となり、子どもも大人も幸せに暮らせるまちづくりを目指します。

Q.子どもを守ろうと行動した大人に対して、逆ギレや逆恨みのようなことが起こったとき、市は毅然と対処していただけるのでしょうか？

A.逆ギレや逆恨みが起こるのは、お互いを理解できていないからです。そのような状態になる前に、対応できるよう条例づくりをとおして体制を整えていきます。

Q.子どもの為を優先しすぎです。子どものためにサポートしてくれる人や子どもに関わる関係者の現場の声や不満をもう少し理解してほしいです。

A.子どもに関わる方々の人権も尊重し、大切にされるものです。現場からの声や不満については、理解し、対応していく必要があると思います。それらに対応し改善していくことも、この条例の役割です。

Q.大人も幸せでないと子どもは幸せになれないと思います。大人は、子育てに苦しむこともあります。

A.大人のことも配慮していることがこの条例の特徴です。大人が幸せでないと子どもは幸せになれません。そのため環境を整え、相談・救済できる体制づくりを目指します。

Q.日本の南砺市のものとしてつくるなら、国家観について触れないのでしょうか？

A.南砺市にも外国をルーツとする子どもたちがいます。そのような子どもたちにとっても分かりやすいものとなるよう考えています。

Q.廃案を望みます。

A.この条例は、理念条例であり、強要するものではありません。この条例づくりをきっかけに、誰かを大切にし尊重する意識を醸成することが互いの権利を守ることに繋がります。

Q.子どもをこんなに優遇しなければならないのでしょうか？また、大人がとても窮屈に感じました。大人の責任を認識させることがメインの文章に感じます。

A.子どもを優遇するのではなく、成長過程にある子どもには、大人からの保護や配慮が必要です。また、条例で明文化することで大人が責任を認識することも大切です。

Q.第1章の第2条の「これらの人と等しく権利をみとめることがふさわしい人」がどのような人かわかりません。

A.対象者が不明確になるため、ただし書き部分を削除します。この条例における「子ども」は18歳未満とします。

Q.第2章第3条で「権利を保障されます。」とありますが、権利は誰もが等しくもつものです。

A.表記を「権利をもちます。」に修正しました。

Q.第2章第4条は命と心だけでなく「体」を入れてほしいです。

A.表記を「命が守られ、心と体を大切にされます。」に修正しました。

Q.第3章第10条の「教育機関等の設置者…」の言い回しが難しいです。職員以外の教育関係者、例えばスポーツクラブや少年団の指導者、競技団体の方も対象にしてほしいです。

A.見出しにあわせて、「子どもの保育、教育、療育に関わる大人」に修正しました。

Q.第5章第20条相談について記載されていますが、救済についてもしっかりと記載してほしいです。

A.第20条について、「子どもや大人が、不安や悩みをもったときに相談でき、救済される」に修正しました。

Q.子どもが大人に子どもの権利を主張すると、よいことはありますか？

A.基本的人権は主張するものではなく、守られるものです。権利が守られることで、自己肯定感が育まれます。

Q.理想の世界のようです。子どもたちや大人のリアルな声を聞き、目の前の子どもたちを救ってほしいです。

A.理想を実現するための第一歩です。条例制定によって、「リアルな声」を吸い上げる仕組みや体制を整えていきます。

令和4年7月11日(月)までにご回答願います。

問合せ先 南砺市教育委員会子ども課 子育て応援係 担当:川田  
南砺市荒木1550番地 0763-23-2010